

児童の権利に関する条約

平成元年11月20日国連総会
(全国社会福祉協議会, 国際社会福祉
協議会日本国委員会……訳)

本訳文はあくまでも仮訳であるとともに、各条文の前に付した見出しは便宜的につけたものである。

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則に従い、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、

国際連合の諸国民が、国際連合において、基本的人権、人間の尊厳及び価値についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び国際人権規約において、何人も、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生その他の地位によるいかなる差別もなしに、同宣言及び規約に掲げるすべての権利及び自由を有することを宣言し、かつ同意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童期が特別の養護及び援助を受ける権利を有することを宣言したことを想起し、

家族は、社会の基礎的集団として、かつ、そのすべての構成員とりわけ児童の成長及び福祉のための自然的環境として、地域社会においてその責任を十分果たすことができるよう、必要な保護及び援助が

与えられるべきであることを確信し、

児童は、人格の全面的かつ調和のとれた発達のために、家庭的環境の下で、幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童は、社会の中で、個人としての生活を送ることができるよう十分に訓練されるべきであり、かつ、国際連合憲章に宣明された理想の精神、特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神の下で、育成されるべきであることを考慮し、

児童に対する特別な養護を拡充する必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年に国際連合により採択された児童権利宣言に述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）、並びに、児童の福祉に関連する専門機関及び国際機関の諸規程及び関連文書において認められていることに留意し、

国際連合総会が1959年11月20日に採択した児童の権利に関する宣言において示されたように「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法律上の保護を含めて、特別にこれを保護し、かつ、養護することが必要である」ことに留意し、児童の保護と福祉に関する社会的及び法的原則に関する宣言（特に、里親及び国内的及び国際的養子制度に関する）、少年司法運営に関する最低基準規則（北京規則）並びに、緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の諸条項を想起し、

世界のあらゆる国において、非常に困難な状況の

児童の権利に関する条約

下で生活している児童が存在すること及びこのような児童は特別の配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた成長のために各国国民の伝統及び文化的価値の重要性を十分配慮し、あらゆる国とりわけ発展途上国における児童の生活状況の改善のための国際協力の重要性を認め、次のとおり協定する。

第1部

[児童の定義]

第1条

この条約の適用上、「児童」とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、児童に適用される法の下で、それ以前に成年に達する場合はこの限りでない。

[差別禁止]

第2条

- 1 締約国は、児童又は児童の親若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的若しくは社会的出身、財産、障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしに、締約国の管轄内にある児童一人一人に対し、この条約に掲げる権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童の親、法定保護者又は家族構成員の地位、活動、表明した意見又は信条に基づくあらゆる形態の差別又は処罰から児童が保護されることを確保するためにあらゆる適切な措置をとる。

[児童の最善の利益]

第3条

- 1 児童に関するあらゆる活動においては、その活動が公的若しくは私的福祉機関、裁判所、行政機関又は立法機関により行われたか否かにかかわらず、児童の最善の利益を最初に考慮するものとする。
- 2 締約国は、児童の親、法定保護者その他児童に対し法的責任を負う者の権利及び義務を考慮しつつ、児童に対してその福祉に必要な保護と養護を確保することを約束し、この目的のため、あらゆる適当な立法上及び行政上の措置をとる。

め、あらゆる適当な立法上及び行政上の措置をとる。

- 3 締約国は、児童の養護又は保護に責任を負う機関、サービス又は施設が、特に安全及び保健の面において、並びに職員の数及び適格性並びに適正な資質を備えた人によって行われる助言、指導（スーパービジョン）について、権限ある機関により設定された基準に従うことを確保する。

[権利の実施]

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実施のために、あらゆる適当な立法上、行政上その他の措置をとる。経済的、社会的及び文化的権利に関して、締約国は、自国における利用可能な手段を最大限に用い、必要な場合には国際協力体制の下で、これらの措置をとる。

[親その他の者の指導]

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、親又は適切な場合には、地方の慣習で認められている拡大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者その他児童に対し法的な責任を負う者が、児童の能力の発達に応じた方法で適当な指示及び指導を行う責任、権利及び義務を尊重する。

[生存と発達]

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が、生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な範囲において最大限確保しなければならない。

[名前と国籍]

第7条

- 1 児童は出生後直ちに登録される。児童は、出生の時より名前を持つ権利及び国籍を取得する権利を有し、かつ、可能な限り親を知り、及び親に養護される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が他国の国籍を得られな

い場合、自国の国内法及び当該分野における関連国際文書に基づく自国の義務に従い、これらの権利の実施を確保する。

[身元の保全]

第8条

- 1 締約国は、児童が、不法な干渉なく、法により認められた国籍、名前及び家族関係を含め、自らの身元を保全する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童が自らの身元の要素の一部又は全部を違法に剥奪される場合には、迅速にその身元を回復させるために適当な援助及び保護を与える。

[親からの分離の禁止]

第9条

- 1 締約国は、児童が親の意思に反して親から分離されてはならないことを確保する。ただし、司法審査に服する権限ある機関が、適切な法及び手続に従い、その分離は児童の最善の利益のために必要であると決定する場合はこの限りでない。その決定は、親が児童を虐待し若しくは放任する場合又は親が別居しており児童の居所を決定しなければならない場合など特別の場合に必要となる。
- 2 1によるいかなる手続においても、すべての関係者は手続に参加し、自らの意見を了知させる機会が与えられる。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反しない限り、親の一方又は双方から分離されている児童が、定期的に両親との個別の関係及び直接の接触を保つ権利を尊重する。
- 4 親との分離が、児童の親の一方若しくは双方の抑留、拘禁、流刑、追放又は死亡（国家による拘束中のあらゆる原因により生じた死亡を含む）その他締約国によりとられた行為から生じる場合には、締約国は、申請に基づき、親、児童その他相当な家族の構成員に対し、不在の家族の所在に関する基本的な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉に有害な場合は、この限りでない。締約国は、また、その申請の提出自体が、関係者にいかなる不利な結

果ももたらさないことを確保する。

[家族再会]

第10条

- 1 締約国は、第9条1に基づく義務に従い、家族再会を目的とする児童又は児童の親による出入国の申請を、積極的、人道的及び迅速な方法で取扱う。締約国は、また、かかる申請の提出が申請者及びその家族構成員に不利な結果をもたらさないことを確保する。
- 2 両親が異なる国々に居住している児童は、例外的な場合を除き、定期的に両親と個別の関係及び直接の接触を保つ権利を有する。このため、締約国は、第9条2に基づく締約国の義務に従い、児童及び児童の親が自国を含むいずれの国からも出国し、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で規定され、国の安全、公の秩序、公衆衛生若しくは道徳又は第三者の権利及び自由を確保するために必要であり、かつ、この条約において認められている他の権利と抵触しない場合のみ制限される。

[国外不法移送と不返還]

第11条

- 1 締約国は、児童の国外不法移送と不送還を防止するための措置をとる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多国間の協定の締結又は現行協定への加入を促進する。

[児童の意見]

第12条

- 1 締約国は、自らの意見をまとめる能力のある児童が、その児童に影響を与えるすべての事柄において自由に自らの意見を表明する権利を確保する。この場合、指導の年齢及び成熟度に従いつつ、児童の意見を適切に酌量する。
- 2 このため、児童は、特に、自らに影響を与えるあらゆる司法的及び行政的手続において、直接に又は代理人若しくは適切な団体を通じ、国内法の手続規則に一致する方法によりその意見を聞かせる機会を与えられる。

[表現の自由]

第13条

- 1 児童は表現の自由についての権利を有する。
この権利は、口頭、筆記若しくは印刷物、芸術の形態により、又は自ら選択するあらゆる伝達手段に用いて、国境とかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。
- 2 この権利の行使は、一定の制限を受ける。ただし、その制限は法律によって定められ、かつ、次の目的のため必要である場合に限る。
 - (a) 第三者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆衛生若しくはは道徳の保護

[思想、良心及び信教の自由]

第14条

- 1 締約国は、児童の思想、良心及び宗教の自由についての権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が自らの権利を行使するに当たり、親及び適切な場合には法定保護者が児童の能力の発達に応じた方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって、公共の安全、公の秩序、公衆衛生若しくは道徳又は第三者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

[集会・結社の自由]

第15条

- 1 締約国は、児童の結社及び平和的集会の自由についての権利を認める。
- 2 これらの権利の行使については、法律に従って課される制限であって、国の安全若しくは公共の完全、公の秩序、公衆衛生若しくは道徳の保護又は第三者の権利と自由の保護のため民主社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

[プライバシーの保護]

第16条

- 1 いかなる児童も、プライバシー、家族、住居

又は通信に対し、恣意的若しくは不法に干渉され、又は名誉及び信用を不法に侵害されない。

- 2 児童は、該当干渉又は侵害に対し法律の保護を受ける権利を有する。

[適切な情報の利用]

第17条

締約国は、マスメディアの果たす重要な役割を認め、児童が多様な国内的及び国際的情報源から、情報及び資料、特に自己の社会的、精神的及び道徳的福祉並びに心身の健康の増進を目的とするものを利用することを確保する。このため、締約国は次のことを行う。

- (a) マスメディアが、児童にとって社会的及び文化的に有益であり、かつ第29条の趣旨に沿った情報及び資料を普及することを奨励すること。
- (b) 多様な文化的、国内的及び国際的な情報源からの情報及び資料の制作、交換及び普及に際して国際協力を奨励すること。
- (c) 児童用図書制作及び普及を奨励すること。
- (d) マスメディアが、少数者集団に属する児童又は先住民の児童の言語上の必要に特に配慮することを奨励すること。
- (e) 第13条及び第18条の規定に留意しつつ、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適切な指針の開発を奨励すること。

[親の責任]

第18条

- 1 締約国は、両親が児童の養育及び発達に対する共通の責任を有するという原則の認識を確保するため最善の努力を払う。親、場合により法定保護者は、児童の養育及び発達に対する第1次的責任を有する。児童の最善の利益が基本的関心事となる。
- 2 この条約に掲げる権利の保障及び促進のため、締約国は、親及び法定保護者が児童の養育責任を遂行する際に適切な援助を与え、かつ、児童の養護のための機関、施設及びサービスの発展を確保する。

- 3 締約国は、親が就労している児童が、保育サービス及び保育のための施設を利用する権利を有することができるよう、あらゆる適切な措置をとる。

[虐待及び放任からの保護]

第19条

- 1 締約国は、親、法定保護者その他児童の養護を行う者が児童の養護を行う際にあらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、侵害又は虐待、放任又は怠慢な取扱い、性的虐待を含む不当な処遇又は搾取から児童を保護するため、あらゆる適切な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 当該保護措置は、適切な場合には、児童及び児童の養護を行う者に対し必要な支援を行う社会的計画の策定のための効果的手続並びに他の形態の予防、児童虐待の実例の確認、報告、照会、調査、処理及び追跡調査のための、並びに適切な場合には、司法的関与のための効果的な手続も含む。

[家庭環境を奪われた児童の保護]

第20条

- 1 一時的若しくは恒久的に家庭的環境を奪われた児童又はその最善の利益のためその環境にとどまることを容認することができない児童は、国による特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、国内法に従い、当該児童のための代替的養護を確保する。
- 3 当該養護には、特に、里親預託、イスラム法のカファラ、養子縁組、又は必要な場合には児童の養護に適する施設への預託を含むことができる。解決策を考慮する際には、児童の養育に継続性が望まれることについて、並びに児童の民族的、宗教的、文化的及び言語上の背景について適切に配慮する。

[養子縁組]

第21条

養子縁組の制度を認め、又は許可している締約国は、児童の最善の利益を最も重視することを確

保し、次のことを行う。

- (a) 児童の養子縁組が権限ある機関によるのみ許可されることを確保すること。

当該機関は、適用可能な法及び手続に従い、関連し、かつ、信頼できるあらゆる情報に基づき、親、親族及び法定保護者とかかわる児童の状態に鑑み、養子縁組の許可を決定すること。必要があれば、関係者が、必要なカウンセリングに基づき、当該養子縁組に対して事情を予知した上で同意を与えることを確保すること。

- (b) 国際養子縁組は、児童が自らの出身国において里親家庭若しくは養親家庭に預けることができない場合、又は児童がいかなる適切な方法でも自らの出身国において養護されることができない場合の代替的な児童の養護の手段とみなすことができることを認めること。

- (c) 国際養子縁組された児童は、国内養子縁組と同等の保障及び水準の処遇を享受することを確保すること。

- (d) 国際養子縁組において、当該措置が関係者の不当な利益とならないことを確保するために、あらゆる適切な措置をとること。

- (e) 適切な場合には、二国間若しくは多国間の取り決め又は協定を締結することにより、本条の目的を促進し、かつ、この仕組の下で児童の他国への預託が権限ある機関により実行されることを確保するように努めること。

[難民の児童]

第22条

- 1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用可能な国際法及び国際手続又は国内法及び国内手続に従って難民と認められる児童が、親その他の者が同伴すると否とにかかわらず、この条約及び締約国となっている他の国際人権文書又は国際人道文書に掲げる適用可能な権利を享受する際において、適切な保護及び人道的な援助を受けることを確保するために適切な措置をとる。

- 2 この目的のため、締約国は、適切と認める場合、国際連合及びその他の権限ある政府間組織又は国際連合と協力関係にある非政府間組織が児童を保護し援助するためのいかなる努力に

も、また、家族再会に必要な情報を得るために難民の児童の親又は他の家族構成員を追跡調査するためのいかなる努力にも協力する。親又は他の家族構成員を発見することができない場合には、児童は、何らかの理由により恒久的に又は一時的に家庭環境を失った児童と同様に、この条約に掲げる保護が与えられる。

[障害児の権利]

第23条

- 1 締約国は、精神又は身体に障害を持つ児童が、尊厳を確保し、自立と地域社会への積極的な参加を促進する諸条件の下で、十分かつ相当な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害児の特別の養護についての権利を認め、利用可能な資源の範囲内で、援助を受ける資格を有する児童及び児童の養護に責任を負う者に対し援助の申請がなされた場合において、児童自身及び親又は児童を養育するその他の者の状況に適した援助を拡充することを奨励し、かつ確保する。
- 3 障害児の特別な需要を認め、2により拡充された援助は、親又は児童を養護するその他の者の財源を考慮して、可能な限りどのような場合においても無償で与えられる。援助は、障害児が可能な限り全面的に社会参加を達成し並びに文化的及び精神的発達を含む個人の発達を達成することに資する方法で、教育、訓練、保健サービス、リハビリテーションサービス、職業訓練及びレクリエーションの機会を効果的に利用しかつそれらを享受することを確保することを目的とする。
- 4 締約国は、国際協力の精神に従い、障害児の予防保健並びに医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適切な情報交換を促進する。その中には、締約国が当該領域において障害児の能力及び技術を向上させ、経験を拡大することを可能にするためのリハビリテーション教育及び職業上のサービスの方法に関する情報の普及及びその利用が含まれる。この点に関し、発展途上国の需要について特に配慮する。

[健康と保健サービス]

第24条

- 1 締約国は、児童が、到達可能な最高水準の健康を享受し、並びに、疾病の治療及び健康の回復のための便宜を受ける権利を有することを認める。締約国は、いかなる児童も、この保健サービスを利用する権利を奪われないことを確保するよう努める。
- 2 締約国は、この権利の完全な実施を追求し、特に、次のことを確保するため適切な措置をとる。
 - (a) 乳児及び児童の死亡率を低下させること。
 - (b) プライマリ・ヘルス・ケアの発展に重点を置き、すべての児童に対して、必要な医療上の援助及び保健サービスの提供を確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮しつつ、特に、容易に利用可能な技術を適用し、栄養価の高い食事と清潔な飲料水を供給することにより、プライマリ・ヘルス・ケアの枠組の中で、疾病及び栄養不良を防止すること。
 - (d) 母親のため、出産前後の適切な保健サービスを確保すること。
 - (e) あらゆる社会構成員、特に親及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳栄養の利点、衛生及び環境衛生、並びに事故の防止についての基礎的知識を提供され、それについての教育を受け、かつ、その利用を援助させることを確保すること。
 - (f) 予防保健、親に対する指導並びに家族計画の教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康にとって有害な伝統的慣行を廃止するために、あらゆる効果的かつ適切な措置をとる。
- 4 締約国は、本条において認められた権利の完全な実施を漸進的に達成するために、国際協力を促進し、奨励することを約束する。この点について、とりわけ発展途上国の需要について特別に配慮する。

[預託された児童の定期的審査]

第25条

締約国は、養護、保護又は身体的若しくは精神

的な健康の治療のために権限ある機関により預託されている児童が、処遇及び自らの預託に関するあらゆる状況についての定期的審査を受ける権利を有することを認める。

[社会保障]

第26条

- 1 締約国は、すべての児童に対し、社会保健を含む社会保障の給付を受ける権利を認め、かつ、国内法に従いこの権利の完全な実現を達成するため、必要な措置をとる。
- 2 給付は、適当な場合には、児童及び児童の扶養に責任を負う者の資力及び状況を考慮し、かつ、児童自身により、又は児童に替わって行われた給付の申請に関する他のあらゆる事情を考慮して行われる。

[生活水準]

第27条

- 1 締約国は、すべての児童に対し、その身体的、心理的、精神的、道徳的及び社会的発達のために十分な生活水準についての権利を認める。
- 2 親その他児童に責任を負う者は、その能力及び資力の範囲で児童の発達に必要な生活条件を確保する第一次的な責任を負う。
- 3 締約国は、国内の条件に従い、かつ財源の範囲内で、親その他児童に責任を負う者がこの権利を実現することを援助するための適切な措置をとり、かつ、必要な場合には、特に栄養、衣服及び住居に関して物的援助計画を策定する。
- 4 締約国は、親その他児童に対し財政的責任を持つ者から、国内及び国外を問わず児童の養育費を償還させるため、あらゆる適切な措置をとる。特に、児童に対し財政的責任を持つ者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結その他の適切な取り決めの締結を促進する。

[教育]

第28条

- 1 締約国は、児童の教育についての権利を認め、漸進的にかつ平等な機会の下に、この権利

を達成するために、特に次のことを行う。

- (a) 初等教育を、義務教育化し、すべての者に無償とすること。
 - (b) 一般教育及び職業教育を含む多様な形態の中等教育の発展を奨励し、すべての児童に利用可能とし、無償教育の導入及び必要な場合には財政的援助を行うなどの適切な措置をとること。
 - (c) あらゆる適切な方法により、高等教育を能力に応じてすべての者にとって利用可能なものとする。
 - (d) 教育上及び職業上の情報並びに指導を、すべての児童に利用可能とすること。
 - (e) 学校への定期的な出席の促進及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとること。
- 2 締約国は、校則が児童の人間としての尊厳に一致した方法で、かつ、この条約に従って運用されることを確保するために、あらゆる適切な措置をとる。
 - 3 締約国は、教育に関する問題、特に、世界中の無教育及び文盲をなくすことに寄与し、かつ、科学技術の知識に並びに最新の教育方法を利用することを助長するため、国際協力を促進し、かつ、奨励する。この点に関し発展途上国の需要に特に配慮する。

[教育の目的]

第29条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを目的とすることに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的能力を可能な限り最大限に発達させること。
 - (b) 人権、基本的自由及び国際連合憲章に掲げられた諸原則に対する尊重の念を発展させること。
 - (c) 児童の親、児童自身の文化的同一性、言語及び価値、児童の生活する国及び出身国の国民的価値、自己の文明と異なる文明についての尊重の念を発展させること。
 - (d) 理解、平和、寛容、両性の平等並びにあらゆる人々、種族的、国民的及び宗教的集団並びに先住民との間の友好の精神の下に、児童が自由社会において責任ある生活を送ること

ができるように育成すること。

(e) 自然環境についての尊重の念を発展させること。

- 2 本条又は第28条のいかなる規定も、常に本条1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合する限りにおいて、個人及び団体が教育機関を設置し管理する自由を妨げると解してはならない。

[少数者・先住民の児童]

第30条

種族的、宗教的若しくは言語的少数者又は先住民が存在する国において、少数者に属する児童若しくは先住民の児童は、自らの集団の他の構成員とともに、自らの文化を享有し、自らの宗教を信仰しかつ実践し、又は自らの言語を使用する権利を否定されない。

[余暇・遊び及び文化的活動]

第31条

- 1 締約国は、児童が、休息し及び余暇を持つ権利、年齢に適した遊び及び娯楽活動を行う権利並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的生活に十分に参加する権利を尊重し、及び促進し、並びに文化的、芸術的、娯乐的及び余暇的活動のための適切かつ平等な機会の提供を奨励する。

[経済的搾取からの保護]

第32条

- 1 締約国は、児童が、経済搾取から保護される権利並びに危険があり、児童の教育を妨げ、又は、児童の健康若しくは身体的、心理的、精神的、道徳的、若しくは社会的発達に有害ないかなる労働からも保護される権利を認める。
- 2 締約国は、本条の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関係条項に留意しつつ、特に次のことを行う。
- (a) 単一の又は複数の最低就業年齢を設けること。

(b) 雇用時間及び雇用条件に関する適切な規則を定めること。

(c) 本条の効果的実施を確保するため、適切な罰則その他の制裁手段を設けること。

[麻薬、向精神薬からの保護]

第33条

締約国は、関係国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不法な使用から児童を保護し、かつ、これら物質の不法な生産及び取引に児童を利用させないために、立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むあらゆる適切な措置をとる。

[性的搾取からの保護]

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に次のことを防止するよう、あらゆる適切な国内的、二国間及び多数国間の措置をとる。

(a) 児童が違法な性的行為に従事するように勧誘し、又は強制すること。

(b) 売春その他の違法な性的業務に児童を使用してこれを搾取的に使用すること。

(c) ポルノグラフィック実演又は題材に児童を使用して、これを搾取すること。

[誘拐、売買、取引の防止]

第35条

締約国は、あらゆる目的又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するため、すべての適切な国内的、二国間及び多数国間の措置をとる。

[他のあらゆる形態の搾取からの保護]

第36条

締約国は、児童の福祉のいずれの面にとってもあれこれに有害となる他のあらゆる形態の搾取から児童を保護する。

[拷問及び自由の剥奪の禁止]

第37条

締約国は次のことを確保する。

(a) いかなる児童も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。18歳未満の者が犯した犯罪に対して、死刑及び釈放の可能性のない終身刑を科してはならない。

(b) いかなる児童も、不法に又は恣意的に自由を奪われない。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従うものとし、最終的手段としてかつ最も短い適切な期間についてのみ用いられる。

(c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的かつ人間の固有の尊厳を尊重する取扱いを受け、かつ、年齢に応じた必要性を考慮して取扱われる。特に、自由を奪われたすべての児童は、児童の最善の利益の観点から成人から分離するべきでないと判断される場合を除き、成人から分離されるものとし、例外的な場合を除き、通信及び面会によってその家族との接触を保つ権利を有する。

(d) 自由を奪われたすべての児童は、法的その他の適切な援助を速やかに受ける権利、並びに、その自由の剥奪の合法性を裁判所その他の権限のある独立のかつ公平な機関において争い、その行為に対する迅速な決定を求める権利を有する。

[武力紛争からの保護]

第38条

- 1 締約国は、児童に係する武力紛争において、自国に適用可能な国際人道法の規則を尊重し、かつ尊重することを確保することを約束する。
- 2 締約国は、15歳未満の者が、戦争行為に直接参加しないことを確保するためにあらゆる可能な措置をとる。
- 3 締約国は、15歳未満のいかなる者も軍隊に徴募しない。締約国は、15歳以上18歳未満の者の中から徴募を行う際には、最年長の者を優先するよう努める。
- 4 締約国は、武力紛争下における非戦闘員の保護のための国際人道法に基づく義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためにあらゆる可能な措置をとる。

[心身の回復及び社会復帰]

第39条

締約国は、あらゆる形態の放任、搾取又は虐待の犠牲になった児童、拷問その他のあらゆる形態の残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰の犠牲になった児童又は武力紛争の犠牲になった児童が身体的に及び心理的に回復し並びに社会復帰することを促進するため、あらゆる適切な手段をとる。この回復及び復帰は児童の健康、自己尊重心及び尊厳を育む環境において行われる。

[少年司法]

第40条

- 1 締約国は、刑事法に違反したとして申し立てられ、罪を問われ、又は認定された児童が、尊厳及び価値についてその認識を促進するのにふさわしい方法により取扱われる権利を認める。その方法は、児童の他者の人権及び基本的自由に対する尊重の念を強化し、かつ、児童の年齢及び児童の社会復帰を促進し、児童が社会において建設的な役割を果たすことが望ましいことを考慮したものとする。
- 2 締約国は、この目的のため、国際文書の関連条項に留意しつつ、特に次のことを確保する。
 - (a) いかなる児童も、実行のときに国内法又は国際法により禁止されていなかった作為又は不作為を理由として、刑事法に違反したとして申し立てられ、罪を問われ、又は認定されてはならない。
 - (b) 刑事法に違反したとして申し立てられ、罪を問われ、又は認定された児童は、少なくとも次のことを保障される。
 - () 法律に基づき有罪が立証されるまで無罪と推定されること。
 - () 自己に対する被疑事実を、迅速かつ直接的に、及び適切な場合にはその親又は法定保護者を通じて告知されること。自己の弁護の準備及び抗弁の際に、法的又は他の適切な援助を受けること。
 - () 法律に基づく公正な審理において、法的又は他の適切な援助者の立ち会いの下で、及び、特に児童の年齢又は状況を考慮し、

児童の最善の利益にならないと判断される場合を除き、その親又は法定保護者の立ち会いの下で、権限のある独立かつ公平な機関又は司法機関により、遅延することなく決定を受けること。

() 証言を強制され、又は自白を強要されないこと。自己に不利な証人を尋問し又はこれに対して尋問させること。平等な条件の下で、自己のための証人の出席及び尋問を求めること。

(v) 刑事法に違反したと認定された場合、その決定及び決定の結果科される処置が、法律に基づき、上級の権限のある独立かつ公平な機関又は司法機関によって審査されること。

() 児童が、使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。

() 手続のすべての段階において、プライバシーが十分に尊重されること。

3 締約国は、刑事法に違反したとして申し立てられ、罪を問われ、又は認められた児童に対し特別に適用される法律、手続、機関及び施設の確立を促進することに努める。特に次のことに努める。

(a) 刑事法に違反する能力を有しないと推定される最低年齢を確立すること。

(b) 適切かつ望ましいときは常に、人権及び法的保障を十分尊重することを条件として、これら児童を司法的手続によらずに取り扱う方法を確立すること。

4 児童の福祉に適切で、かつ児童の状況及び罪の双方に調和する方法によって児童が取り扱われることを確保するために、養護、指導及び監督の命令、カウンセリング、保護観察、里親養護、教育及び職業訓練の計画並びに施設内処遇に替わる他の代替的措置などの多様な処置を、利用できるようにする。

[既存の権利の確保]

第41条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献する

ものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する国際法

第2部

[条約の広報]

第42条

締約国は、この条約の諸原則及び条項を、適切かつ積極的な手段により、成人に及び児童に対しても同様に周知させることを約束する。

[児童の権利に関する委員会]

第43条

1 この条約において約束された義務の実現に関する締約国の進捗状況を検討するために、児童の権利に関する委員会を設置する。委員会は以下に定める任務を行う。

2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた10人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。

3 委員会の委員は、締約国によって指名された者の中から、秘密投票によって選出される。各締約国は、国民の中から1名を指名する。

4 委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6カ月以内に行い、それ以降は2年ごとに行う。国際連合事務総長は、各選挙の日の遅くとも4カ月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2カ月以内に提出するよう書面で要請する。同事務総長は、指名されたすべての者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

5 委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられ票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者

をもって委員会に選出された委員とする。

- 6 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。ただし最初の選挙において選出された委員のうち5人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの5人の委員は、最初の選挙の後直ちに、会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 委員会の委員が、死亡し若しくは辞任し、又その他の理由のため委員会の職責を遂行することができなくなった旨申し出た場合には、当該委員の指名を行った締約国は、委員会の承認を条件として、残余の期間職務を遂行する他の専門家を選出する。
- 8 委員会は手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を2年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として、毎年会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件として、この条約の締約国の会合によって決定され、もし必要があれば、再検討される。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- 12 この条約により設けられた委員会の委員は、国際連合総会の承認を得て、同総会が決定する条件に従い、国際連合の財源から報酬を受ける。

[締約国の報告義務]

第44条

- 1 締約国は、
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、
 - (b) その後5年ごとに、本条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を、国際連合事務総長を経由して、委員会に提出することを約束する。
- 2 この条約に基づいて作成される報告には、本条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす

要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。報告には、当該締約国におけるこの条約の実施について、委員会が包括的に理解するための十分な情報を併せて記載する。

- 3 委員会に包括的な最初の報告を提出した締約国は、1(b)により提出するその後の報告においては、以前に提出した基礎的な情報を繰り返し報告することを要しない。
- 4 委員会は、締約国に対し、この条約の実施に関する追加的な情報を求めることができる。
- 5 委員会は、その活動に関する報告を2年ごとに、経済社会理事会を経由して国際連合総会に提出する。
- 6 締約国は、自国の報告を、国内において公衆が広く利用できるようにする。

[委員会の作業方法]

第45条

この条約の効果的な実施を促進し、かつ、この条約が対象とする分野における国際協力を奨励するために、

- (a) 専門機関、国際連合児童基金及びその他の国際連合諸機関は、その権限の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を選出する権利を有する。委員会は、専門機関、国際連合児童基金その他の資格ある団体の権限の範囲内にある領域における本条約の実施について、適切と認める場合には、専門的な助言を与えるよう求めることができる。委員会は、専門機関、国際連合児童基金その他の国際連合諸機関に対しその活動の範囲内にある領域における本条約の実施について報告を提出するよう求めることができる。
- (b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助を要請し又はこれらの必要性を指摘している締約国からの報告を、これらの要請又は指摘についての委員会の所見及び提案がある場合にはその所見及び提案とともに専門機関、国際連合児童基金その他資格のある団体に送付する。
- (c) 委員会は、国際連合事務総長が児童の権利

に関する特別の問題についての研究を委員会に代わって行うことを要請するよう、国際連合総会に勧告することができる。

- (d) 委員会は、この条約の第44条及び第45条により得た情報に基づき、提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国からの意見がある場合にはその所見及び提案とともに、国際連合総会に報告する。

第3部

[署名]

第46条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

[批准]

第47条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

[加入]

第48条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は加入書を、国際連合事務総長に寄託することによって行う。

[発効]

第49条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

[改正]

第50条

- 1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。

同事務総長は、直ちに、締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国会議の開催についての賛否を同事務総長に通告するよう要請する。改正案の送付の日から4カ月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

- 2 本条1に従って採択された改正案は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の3分の2以上の多数が承諾したときに、効力を生ずる。
- 3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

[留保]

第51条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長が受領した日に効力を生ずる。

[廃棄]

第52条

締約国は、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長が通告を受領した日後1年で効力を生ずる。

[寄託]

第53条

国際連合事務総長は、この条約の受託者として指定される。

〔正文〕

第54条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フラ

ンス語、ロシア語及びスペイン語の本文をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。